

Title	19世紀後半のテヘランのシャリーア法廷台帳
Author(s)	近藤, 信彰
Citation	東洋史研究 (2011), 70(2): 420-389
Issue Date	2011-09
URL	<a href="https://doi.org/10.14989/192922">https://doi.org/10.14989/192922</a>
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

# 19世紀後半のテヘランのシャリーア法廷台帳

近 藤 信 彰

はじめに  
 I 台帳の概要  
 II 台帳の形式  
 III 台帳の内容  
 IV 台帳の比較  
 おわりに

はじめに

シャリーア法廷文書が、近代法導入前の法制史、社会史の重要な史料である  
 と見なされるようになって久しい。文書へのアクセスが困難であったイランに  
 関しても、ヴェルナーの研究を嚆矢として、筆者自身の研究を含めて、過去10  
 年にわたり研究が進展してきた<sup>(1)</sup>。これらの研究は当時のミクロな社会の断面  
 を示し、また、オスマン朝とは異なる法廷制度のあり方を示すなどきわめて興  
 味深い成果を挙げてきた。しかし、一つの大きな問題点はこれらの研究が、個  
 別の証書やホクム（法裁定）に基づくものであったことである。すなわち、オ  
 スマン朝下の諸地域のような法廷台帳の不在により、何らかの理由でたまたま  
 伝世した文書に基づいて、個別の事例研究から結論を導き出す以外の方法がな  
 かったのである。これらの個別の証書やホクムからは、たとえば、シャリーア  
 法廷を主として裁判の場と捉えるフロールらと、証書の認証やホクム発給の場  
 とするヴェルナーや筆者との間の基本的な問題に関する意見の対立に対して、  
 最終的な結論を出すことは困難であった<sup>(2)</sup>。

(1) Werner 2000; Kondo 2003; 近藤 2004; 近藤 2007など。

(2) Floor 1983; Schneider 2006:20-25; Werner 2000:229-241; 近藤 2004: 134-147.

近年相次いで発見された19世紀後半のテヘランのシャリーア法廷台帳は、こうした問題を解決する史料である<sup>(3)</sup>。本稿では、これらの台帳の全体像を把握し、その内容を紹介しつつ、シャリーア法廷の機能に関する考察を行う。大量に伝世しており、アクセスが比較的容易なオスマン朝下の諸地域の法廷台帳に関する研究は数多くあるが、イランのそれに関しては、史料出版の際の解説以外に研究はない<sup>(4)</sup>。そもそも、オスマン朝以外の法廷台帳は数が少なく、その研究はほとんど進んでいない<sup>(5)</sup>。そのため、オスマン朝法廷台帳の研究成果も、どこまで中東のもしくは「イスラーム世界」のシャリーア法廷として一般化できるのかという疑問が存在する。この意味でも、本稿は大きな意義を持つと考える<sup>(6)</sup>。

## I 台帳の概要

まず、本稿で用いる3点の台帳の概要を示す。いずれも近年発見されたものである。

### (a) サンゲラジーの台帳 I (*Sangelajī I*)

個人蔵のものが発見され、のちにイラン国立図書館文書機構 (Sāzmān-e Ketābkhāne va Asnād-e Mellī-e Īrān) に移管された。全体の約半分のファクシミリ版 (109 folio) がレザーイー編で解説とともにテヘランで2008年に出版され

(3) 筆者の知る限り、19世紀イランの法廷台帳に関する最初の公式の言及は、学会報告である *Ettehadieh* 2006 が最初である。筆者はこれを拝聴することができた。

(4) *Āl-e Dāūd* 1385; *Ettehādiyye* 1385; *Rezā'ī* 1387. このなかでは、レザーイーのものが書式等については参考となる。

(5) オスマン朝期以前に法廷台帳が存在したかの議論として、*Hallaq* 1998; 大河原 2005. 例外として、アフガニスタンのシャリーア法廷台帳を扱った *Ghani* 1983. 近年、京都外国語大学を中心に研究が進む中央アジアの法廷文書研究においても、ロシア統治期以前の法廷台帳は発見されていないとのことである。南ソマリアのシャリーア法廷台帳が英訳付きで出版されたが (*Vianello and Kasim* 2005), これもイタリアの支配下のものである。

(6) 本稿のもととなったのは、2007年度東洋史研究大会 (2007年11月3日、於：京都大学文学部) および日本中東学会第25回年次大会 (2009年5月17日、於：広島市立大学) における報告である。

た。1284年シャアバーン月／1867年12月から1285年ラマダーン月／1868年12月まで、ほぼ日付順に992件の案件が含まれている。

台帳の主であるサンゲラジー Sayyed Moḥammad Šādeq Ṭabāṭabāī Sangelājī (1812-1883) はイスファハーン生まれ。4歳でイラクのカルバラーへ移住し、14歳で勉学を始め、21歳で修了した。師は、イスファハーニー Shaykh Muḥammad Ḥusayn Iṣfahānī Šāhib Fuṣūl (d.1838-9), カーシフ・アル＝ギター 2世 Shaykh ‘Alī b. Shaykh Ja‘far (d.1837), ナジャフイー Shaykh Muḥammad Ḥasan Najafī Šāhib Jawāhir (d.1850) らであった。2年間ハマダーンに父とともに住んだのち、1844年頃、マシュハド参詣し、一年滞在したのちにテヘランへ移った。テヘランの行政区の一つサンゲラジュ区のゴルバンドク Golbandak 通りに居住し、チャールヘサル学院を拠点としていた<sup>(7)</sup>。

当時のテヘランのウラマーの序列を示すものとして、政府年鑑の名簿があるが、テヘランの著名なウラマーのなかでは、第2位(1290/1873年)から第4位(1299/1882年)を占めている<sup>(8)</sup>。有名な立憲革命の指導者タバータバーイー Sayyed Moḥammad Ṭabāṭabāī (1841-1920) の父でもある。

(b) サンゲラジーの台帳Ⅱ (*Sangelajī II*)

(a)と同時に発見され、イラン国立図書館文書機構に移管されたのも同様である。1292年ズール＝カアダ月／1875年12月から1296年ズール＝ヒッジャ月頃／1879年11月頃までの4313件を含んでいる。ただし、日付にはかなりの乱れがある。本台帳は未公開であり、個人蔵のうちに取られた複写を入手した<sup>(9)</sup>。

(c)ヌーリーの台帳 (*Nūrī*)

個人蔵のものを、エッテハーディーエとルーヒーが翻刻したものが2007年に

(7) 彼の生涯に関しては、*Īrān* 511:3 (5 Jomādā I, 1300AH) ; *Kirām* 647. 後者によれば彼はハマダーン生まれ。

(8) *Sālnāme* 1290:73, 1299:19.

(9) この貴重な資料の入手にあたっては Omīd Reẓāī 氏の全面的な協力を得た。ここに心から感謝したい。

刊行された。もともとは2冊の台帳であったという。1303年ラビーⅡ月／1886年1月から1306年ズール＝カアダ月／1889年7月の案件を扱っている。

ただし、翻刻には問題も多い。同じ案件がおそらく誤植によって繰り返されている例があり、一つ一つの案件の区切りが必ずしも合理的ではない。また、それぞれの案件に翻刻者が内容に応じて小見出しをつけているが、案件の内容と一致しない場合も多い。翻刻によれば1452件の案件を含んでいることになっているが、筆者の数え方では1524件となった<sup>(10)</sup>。また、この翻刻にはエツテハーディーエとアーレ・ダーウードによる解題が付されているがイスラーム法の契約に関する知識が欠けているため、いずれも問題を含んでいる。

台帳の主であるヌーリー *Sheykh Fażl-ollāh Nūrī* (1843-1909) は立憲革命期に活躍した著名なウラマーである。マーザンダラーン地方のコジュール *Kojūr* に生まれ、初等教育を終えたのちにイラクのシーア派聖地アタバートに遊学、シーラーズィー *Muḥammad Ḥasan Shīrāzī* (1815-95) らに学んだ。1303/1885年以降、テヘランへ移り、サンゲラジュ区に居を構え、ユーノス・ハーン学院<sup>(11)</sup>を拠点とした。この台帳は彼がテヘランに到着してから、40日後に始まっている<sup>(12)</sup>。政府年鑑のテヘランの著名なウラマー・リストに載るのは1305/1888年(6位)以降である<sup>(13)</sup>。周知のように立憲革命の際には、当初立憲運動に参加したものの、「立憲制 (*mashrūte*) は適法 (*mashrūʿ*) ではない」と述べて、運動を離脱、反立憲に回り、最期は立憲派により処刑された<sup>(14)</sup>。

これら3つの台帳がいずれもサンゲラジュ区に関わるものであり、約10年の間をおいていることが明らかとなった。ただし、注意しなければならないのは、

(10) 以下、本稿の分析においては、筆者の区分にしたがって案件を数え、分析することとする。ヌーリーの台帳に関わる図表の数値はすべて、筆者の数え方に基づくものである。

(11) 現在はテヘラン市役所の南側にあり、完全に建て直され、シェイフ・ファズロッター・モスクと呼ばれている。

(12) *Nūrī* 49.

(13) *Sālnāme* 1305:26.

(14) 彼の生涯に関しては、*Anṣārī* 1369. 彼をテヘラン生まれとするのは、*Ḥabīb-ābādī* 1337-1381, 1607.

これらの台帳が地区ではなく、ウラマー個人に属するものであるという事実である。オスマン朝下では、街区や地区ごとに法廷が置かれ、国家によって任命されたカーディーがこの法廷を司り、そこで扱われた案件が法廷台帳に記録された。これに対して、ガージャール朝下では、イジュティハードの段階に達したウラマー、すなわちモジュタヘドが、国家による任命なしに法廷を司った<sup>(15)</sup>。19世紀後半の政府年鑑には、テヘランのモジュタヘドとして11～19名の名前が挙がっており、テヘランの人口を約25万人とすると<sup>(16)</sup>、13,000～22,000人に一人という計算になる。

実際に3つの法廷台帳のなかには、サンゲラジュ区にある他の法廷として、ミールザー・アブドル＝キャリーム学院を拠点としたモハンマド・ナジムアーバーディー *Āqā Moḥammad Najm-ābādī* (1820/1-1885/6<sup>(17)</sup>) やミールザー・イーサー学院を拠点としたハーディー・ナジムアーバーディー *Āqā Sheykh Hādī Najm-ābādī* (1834/5-1902<sup>(18)</sup>) の法廷への言及がある。後述するように、必ずしもこれらの台帳で扱われている案件はサンゲラジュ区に関わるものばかりではなく、その意味でも行政区分からは独立したものと考えてよいであろう。

## II 台帳の形式

3つの法廷台帳の形式には、共通点と相違点がある。もっとも、外形的な形式については、*Nūrī* に関してはファクシミリの付されている2ページのみから判断せざるをえない。ページ内の案件の配置は相似している。すなわち、ページは長方形を縦に使い、中央に縦線を引いて、2段組で、ページあたり案件を数件記していくやり方である。ただし、*Nūrī* の一つの例のように、長い

(15) 近藤 2005a:180-182. 19世紀イランにおけるイジュティハードとウラマーの関係については、近藤 2005b を参照。なお、黒田 2008 も部分的に19世紀のシーア派ウラマーを扱うが、最近の議論を踏まえておらず、ウラマーの法の担い手としての側面を理解していない。

(16) *Sālnāme* 1290:72; *ʿAbd al-Ghaffār*.

(17) *Māʿāser* 194; *Ḥabīb-ābādī* 1337-1381, 1031.

(18) *Māʿāser* 201; *Picot* 70.

案件を記入する際には、1段組の場合もある。

各案件の記載の形式は台帳の主によって異なる。以下に、合意契約による売買<sup>(19)</sup>の例を訳出してみよう。

- a. (アラビア語認証) 後述の合意主体者が、合意と代価の受領と選択権の放棄に関して下記のように述べた。1284年聖なるズール=カアダ月12日。

(ペルシア語本文) 合意主体者：故 Karīm Khān の息子 Shīr Moḥammad Beyg Gholām。合意対象者：故 Raḥīm Beyg の息子 Moḥammad Taqī Beyg Gholām。テヘランの諸行政区の一つサンゲラジュ区の Qūrkhāne'e Kohne 通りにある住居の自分の持ち分 3 ダーング (=1/2) のうちの1.5 ダーング (=1/4) を、その四囲は以下の通りであるが、(Mollā Sha'bān 'Alī の住宅 / Feyz ollāh Khān の住宅 / Feyz ollāh Khān の厩舎 / 公道) 持ち分 (=1/4) に応じたすべての付属物とともに、13 nokhod (=2.48g) の Panāh-ābādī 銀貨<sup>(20)</sup>で12トマーンの合意料で (譲渡することとなった)。契約に付随して、すべての選択権は両者によって放棄された。この契約は成立した。

このことは1284年聖なるズール=カアダ月9日に行われた (*Sangelaḥī* 157)。

- b. (すべてペルシア語) (1305年) ラジャブ月3日、故 Āqā Sayyed Kāzem の息子 Ḥājjī Sayyed Hasan 氏が陳述 (eqrār) した。適法なる合意 (moṣāleḥe) によって、Kāshān 出身の Ḥājjī Abū al-Qāsem に、テヘランの Chālḥeṣār に自らが占有する1戸の住宅の6ダーング全部を、すべての付属物とともに、リヤール銀貨<sup>(21)</sup>で175トマーンの代価で、譲渡した。住宅の四囲は証書 (neveshte) に記載されている。すべての選択権は放棄された。また、今後50年の間に、物件に関して不正 (fasād) が発覚した場合には、代価に加えて、損害賠償の義務を負うこととする。証書には印と認証 (sejjet) がある (*Nūrī* 388, No.756)。

(19) 19世紀のイランに頻繁に見られる売買の形式。元来は和解の契約である合意契約 (musālaḥa) を利用して、売買を行うもの。

(20) 当時10shāhī (=0.05tomān=0.5qerān=500dīnār) 銀貨をこのように呼んだ。その詳細については、Diyānat 1367, 2:50-58。

(21) ここでは1 qerān (=0.1tomān=1000dīnār) 銀貨の別称。Diyānat 1367, 2:185。

いずれも、裁判の記録ではなく、認証された証書の内容の要約であることは明らかである。すなわち、後述するように、台帳に記されている法廷の業務とは、証書の認証およびホクムの発給に他ならない。

両者を比較してみると、当座証人の記載がないこと、印章が押されていないことなどが共通である。しかし、同一契約で行われる同種の取引であるが、記載の形式がサンゲラジーのものとヌーリーのものとでかなり異なっていることがわかる。両者とも証書の要約であるが、サンゲラジーの(a)は比較的当時の証書の形式に忠実である<sup>22)</sup>。当時の証書には上部余白にアラビア語の認証があるが、(a)はこれを原文のまま引用している。これに対して(b)は案件の最後に単に認証があることを記すのみである。(a)の内容の提示の順番は証書に沿っているが、(b)は末尾に通常ある日付が最初に来ている。(a)は証書と同じように、物件の四囲や取引に用いられた貨幣の重さまで明記しているのに対し、(b)はこれらを省略している。

ヌーリーの台帳には、時折、暗号 (ramz<sup>23)</sup>、符号 (‘alāmat<sup>24)</sup>) として、ペルシア語アルファベットが案件の最後に付されている場合がある。たとえば、*Nūri* の巻末の台帳の写真には、アレフ、テー、ジーム、ダール、ヘーの字が分離型で2段に書かれ、それぞれの下に小さい字でさらに分離型の字が2段で書かれている<sup>25)</sup>。このような暗号は、おそらくは証書そのものにも付され、台帳と一対一で対応させるとともに、証書の偽造防止の手段となったのであろう。これに対して、サンゲラジーの方は、証書の印の場所の裏側に登記係が登記の印である裏書きをするという独特の方法を採っていたことがすでに知られている<sup>26)</sup>。

このようにサンゲラジーの台帳とヌーリーのそれは形式の面でかなりの相違

22) この時代の証書の形式については、Werner 2003; Režāī 2008.

23) 例として、*Nūri* 92, no.132 (bī-ramz:暗号なし)、*Nūri* 94 no.136 (in ramz:この暗号)。

24) 例として、*Nūri* 99, no.150; 101, no.153.

25) これは、*Nūri* 71, no.68にかなり異なった形で翻刻されている。

26) Režāī 1385. レザーイーはさらに登記にあたった書記の名前をも明らかにしている。



があった。この背景は、それぞれのモジュタヘドが独立して法廷を持っていたという事情がある。モジュタヘドの独立性を反映して、台帳の形式もそれぞれ異なった形式を持っていたのである。

### Ⅲ 台帳の内容

3つの台帳に含まれている案件の分類、すなわち登記されている証書等の分類を示したのが、次の表1である<sup>27)</sup>。シャリーア法廷において、さまざまな種類の法廷文書が作成され、台帳に登録されたことがわかる。ただ、この分類は筆者が便宜上行ったもので、それぞれの内容を説明する必要がある。そもそも、この時期のイランの法廷文書の難しい点は、法学上の契約と実際の取引の内容が一致しない点にある。以下、具体的にそれぞれの取引について、説明を加えていく。

#### (1) 売 買

もっとも基本的かつよく見られる取引である。法学的には単なる売買契約 (mubāya'a) と先に例を挙げた合意契約 (muṣālaḥa) によるものがある。ガーザール朝下では後者の流行が一つの特徴とされている。実際に契約の内容を比べて見れば表2のようになる。台帳によってばらつきがあるが、合意契約が6割から8割を占め、こちらの方式で売買を行う方がすでに主流であったことが確認できる。

売買の対象となる物件を示すのが表3である。物件としては住宅、村落、土地などの不動産がほとんどである。ただし、女奴隷の例もいくつか見られる。

表4はそれぞれの案件の取引価格をまとめたものである。いずれの台帳においても200トマン未満が一番多く、400トマン未満までが全体の半分から7割を占めている。先にヌーリーの台帳の売買の例を挙げたが、住宅全体で価格

<sup>27)</sup> 複数の契約が含まれている場合にはより重要と考えられる契約で分類した。また、取消線の引かれているもの、途中で途絶えているものは別にした。

表1 登記文書の種類別内訳

	<i>Sangelajī I</i>		<i>Sangelajī II</i>		<i>Nūrī</i>	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
売買	194	19.6%	1,174	27.2%	247	16.2%
約款売買	174	17.5%	519	12.0%	271	17.8%
債権・債務	128	12.9%	359	8.3%	303	19.9%
ホクム（問答）	79	8.0%	379	8.8%	2	0.1%
和解	69	7.0%	204	4.7%	189	12.4%
代理	66	6.7%	266	6.2%	47	3.1%
追認	60	6.0%	419	9.7%	7	0.5%
賃貸	47	4.7%	198	4.6%	130	8.5%
謄写	35	3.5%	182	4.2%	22	1.4%
ホクム	33	3.3%	122	2.8%	5	0.3%
追記	19	1.9%	83	1.9%	5	0.3%
離婚	13	1.3%	19	0.4%	42	2.8%
受領	10	1.0%	49	1.1%	47	3.1%
贈与	9	0.9%	134	3.1%	30	2.4%
結婚	9	0.9%	36	0.8%	42	2.8%
陳述	7	0.7%	41	0.9%	16	1.0%
後見	7	0.5%	17	0.4%	4	0.2%
義務	6	0.6%	19	0.4%	13	0.9%
雇用	6	0.6%	15	0.3%	12	0.8%
ワクフ	5	0.5%	11	0.3%	26	1.7%
遺言	5	0.5%	16	0.4%	21	1.4%
台帳確認	3	0.3%	5	0.1%	0	0%
ファトワー	1	0.1%	17	0.4%	0	0%
組合	0	0%	3	0.1%	3	0.2%
遺産分割	0	0%	2	0.0%	7	0.5%
その他	7	0.7%	30	0.7%	33	2.1%
	992	100.0%	4319	100.0%	1524	100.0%
取消・途絶	2		39			

表2 売買に用いられる契約の種類

	<i>Sangelajī I</i>		<i>Sangelajī II</i>		<i>Nūrī</i>	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
mubāya'a 契約	70	29%	442	38%	31	13%
muṣālaḥa 契約	124	71%	732	62%	216	87%
	194	100%	1,174	100%	247	100%

表3 種類別取引物件を含む案件数

	<i>Sangelajī I</i>		<i>Sangelajī II</i>		<i>Nūrī</i>	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
住宅・邸宅 (khāne, 'emārat)	75	39%	346	29%	121	49%
店舗	7	3%	53	5%	14	6%
サライ	3	2%	7	1%	8	3%
浴場	2	1%	3	0%	2	1%
氷室	2	1%	0	0%	1	0%
バーグ	8	4%	59	5%	16	6%
土地 (zamīn, melk, arz)	29	15%	519	44%	35	14%
村、枝村 (qarye, mazra'e)	55	28%	164	14%	33	13%
ガナート	8	4%	19	2%	6	0%
女奴隷 (jāriyye, kanīz)	2	1%	5	0%	0	0%
案件総数*	194	100%	1,174	100%	247	100%

\* 複数のタイプの物件を含む取引は重複して数え、また物件が明記されない取引もあるため、数値の合計は総数と一致しない。

175トマンであり、物件にもよるが多くの住宅は400トマン以下で購入された。一方で、高額な取引もあり、地方の小州の1年間の現金税収にも匹敵する20,000トマン以上の取引<sup>(28)</sup>が *Sangelajī II* で2件、*Nūrī* で2件ある。これほどの取引も法廷で扱われていたのである。

## (2) 贈 与

贈与は、本来はイスラーム法上贈与契約 (hiba) で行われるべきものであり、実際に19世紀のテヘランでも贈与証書 (hebe-nāme) の例が見られる<sup>(29)</sup>。しかし、

(28) たとえば、当時イラン高原中部のナタンズの現金税収が21,158トマン余り (*Ma'āser* 323)。

(29) 近藤 2001, 5-6. 1240年ムハッラム月1日付のもの。

表4 売買の取引価格

	<i>Sangelajī I</i>		<i>Sangelajī II</i>		<i>Nūri</i>	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
3,000t 以上	12	6 %	35	3 %	11	4 %
2,800t 以上3,000t 未満	1	1 %	2	0 %	0	0 %
2,600t 以上2,800t 未満	1	1 %	1	0 %	0	0 %
2,400t 以上2,600t 未満	3	2 %	2	0 %	2	1 %
2,200t 以上2,400t 未満	1	1 %	2	0 %	0	0 %
2,000t 以上2,200t 未満	5	3 %	6	1 %	2	1 %
1,800t 以上2,000t 未満	1	1 %	3	0 %	1	0 %
1,600t 以上1,800t 未満	4	2 %	7	1 %	1	0 %
1,400t 以上1,600t 未満	11	6 %	13	1 %	1	0 %
1,200t 以上1,400t 未満	4	2 %	10	1 %	5	2 %
1,000t 以上1,200t 未満	10	5 %	19	2 %	8	3 %
800t 以上1,000t 未満	8	4 %	17	1 %	11	4 %
600t 以上800t 未満	13	7 %	36	3 %	18	7 %
400t 以上600t 未満	15	8 %	65	6 %	25	10 %
200t 以上400t 未満	36	19 %	172	15 %	31	13 %
200t 未満	69	36 %	780	67 %	131	53 %
母数*	194	100 %	1,170	100 %	247	100 %
平均	810.6t		435.4t		721.6t	

\*取引価格不明の分 (*Sangelajī II* 4件) は除いてある。

3つのシャリーア法廷台帳には贈与契約による贈与の例は一つも含まれていない。すべてが、合意契約 (*muṣālaḥa*) によるものである。ジャアファル派には、シャーフイーの説の影響により、合意契約は売買・贈与・陳述 (*iqrār*)・賃貸 (*ijāra*)・使用貸 (*‘āriya*<sup>(30)</sup>) 契約の下位 (*far‘*) にあるという説があり<sup>(31)</sup>、法学的にはこれが、売買、贈与、賃貸に合意契約を用いる根拠となっていると考えられる<sup>(32)</sup>。もちろん、法学上は贈与契約と合意契約は全く異なるものであるが、

(30) 無償で目的物を暫時貸すこと。貸し主はいつでも目的物の返還を求めることができる (柳橋 1998, 434)。

(31) *Sharā‘e* 247; *Rezā‘ī* 2008, 151.

(32) *Ḥoseynī Eshkevarī* は贈与の代わりとなる合意契約のうち、代価の些少なものを *Ṣolḥ-e moḥābātī* (援助の合意)、代価のないものを *Ṣolḥ-e belā ‘avaż* (代価のない合意) と呼んでいる (*Ḥoseynī Eshkevarī* 1387, 107)。

表5 贈与の当事者

	<i>Sangelaji I</i>	<i>Sangelaji II</i>	<i>Nūri</i>	計	
親族間	4	62	24	90	52%
その他	5	72	6	83	48%
総 数	9	134	30	173	100%

実際の取引内容はどちらを用いても同一である。

そして、合意契約による贈与は、文書の文面上、合意契約による売買と全く区別することができない。なぜなら、多くの場合、物件の返却を避けるために、贈与の場合も寡少の形式的な代価が支払われるからである。つまり、合意契約による贈与と売買の区別は、代価が形式的なものであるか否かを判断することでしかできないのである<sup>33)</sup>。おおよその判断基準としては、不動産に対して1000ディーナール(0.1トマン)以下の取引、あるいは1マン(=2.97kg)の小麦や1スィール(=74.24g)の氷砂糖を代価とするものは、贈与にあたると思われる。

贈与は親族間において、特に相続との関係で行われる場合が多い。表5に示したように親族間で行われた贈与が全体の半分を占めている。

なお、合意契約を利用した贈与であるように見えながら、実際には遺言の役割を果たしているものもあるが、これは遺言に分類した。

### (3) 賃 貸

賃貸にも、賃貸契約(*ijāra*)のものと合意契約(*muṣālaḥa*)を用いるものがある。合意契約の場合には、一定の期間中の使用权(*manāfi'*)を一定の代価のもとで譲渡するという形式を取り、実質的にはこの期間が賃貸期間、代価が賃料にあたることになる。エッテハーディーエはヌーリーの台帳に賃貸が13例しかないと述べるが、これは合意契約のものを賃貸に含めていないためでもある<sup>34)</sup>。

<sup>33)</sup> この意味で、近藤 2001, 6-7で取り上げた合意証書(1259年ラビーI月付)は、より正確には「合意契約による贈与証書」とすべきものであった。ここに訂正する。

<sup>34)</sup> Etteḥādīyye 1385, 32. なお、*Nūri*のĀl-e Dāvūdがつけた小見出しでも、合意

表6 賃貸の契約の種類

	<i>Sangelajī I</i>	<i>Sangelajī II</i>	<i>Nūrī</i>	計	
ejāre	24	45	42	111	30%
qabūl-e ejāre	4	14	20	38	10%
moṣāleḥe	16	109	43	168	45%
qabūl-e moṣāleḥe	3	30	25	58	15%
合 計	47	198	130	375	100%

賃貸のもう一つの問題は、しばしば、一度の賃貸に関して、賃貸証書と賃借証書の2通が作成されたことである。賃借証書は、賃貸契約の場合は「賃貸の承認 (qabūl-e ejāre)」, 合意契約による場合は「合意の承認 (qabūl-e moṣāleḥe)」という術語を用い、借主が貸主に対して証書を与える慣行であった。そして、サンゲラジの2つの台帳は賃貸証書を、まず認証と証書の本文を登記したのち、線を引いて賃借証書の本文を省いて、認証だけを記すという形を取っている<sup>35)</sup>。したがって、表1の賃貸の数は、賃貸借の契約の数ではなく、賃貸証書と賃借証書の総計が記されている。これに対して、ヌーリーの台帳では、契約の内容を説明したのち、最後に「賃貸証書 (ejāre-nāmche) と賃借証書 (qabūl-e ejāre) とともに認証と印がある」と付け加えるだけである。表1では、サンゲラジのそれに形式を合わせ、このように2種作成されたことが明記されている場合には、2件に数えた<sup>36)</sup>。

表6に示されているように、賃貸契約と合意契約による賃貸の比率は4対6であり、また、賃貸証書と賃借証書の比率は賃貸契約・合意契約のいずれにおいても、3対1である。すなわち、必ずしも常に賃貸証書と賃借証書を組みで作成したわけではないことがわかる。

契約による賃貸を売買などほかのものに含めているものが多い。

<sup>35)</sup> たとえば、1285年ラビー I 月1日付 Ḥājī Asad ollāh と Āqā ‘Abd al-Moṭalleb の間の合意契約による賃貸証書および賃借証書 (*Sangelajī I* 129) ; 1285年ラビー II 月付の Karbalā’ī Sha’bān ‘Alī Tanbākūforūsh と Mashhadī Moḥammad Reżā Laḥāfdūz の間の賃貸証書および賃借証書 (*Sangelajī I* 164)。

<sup>36)</sup> たとえば、*Nūrī* 483, no. 1417.

#### (4) 約款売買

狭義には、約款売買は約定選択権付売買のことである。つまり、約款で定められた選択期間内に売主が売買契約を取り消すことができる売買である。これを同じ物件の賃貸と組み合わせることで、担保・利息付きの金銭貸借（譲渡担保）を構成することについては、すでに別稿で論じた<sup>37)</sup>。約款売買も売買同様、売買契約と合意契約による売買の2通りがある。また、付加される賃貸も、賃貸契約によるものと合意契約によるものと2通りある。

ただし、一方で賃貸が付加されていない約款売買も一定数見られる。賃貸がないということは、約款で定められた期間において物件は買主（＝債権者）のもとにあり、売主（＝債務者）は利用することができないことになる。この契約はいわゆる質入に類するものである。前稿では、宝石付の勲章や水煙管がこの種の契約に用いられたことを指摘したが、今回扱う台帳には不動産に関するものも見られる。

この両者について契約のあり方と賃貸の有無を表7に示した。約款売買のうちで、賃貸がないものは1割から2割に過ぎず、多くが賃貸を伴っていることがわかる。また、賃貸を伴わない約款売買は合意契約で行われることが多いのはすべての台帳に共通しているが、賃貸を伴うものはサンゲラジーのそれとヌーリーのそれでは売買契約と合意契約の割合が異なることも明らかとなる。

表8は賃貸付約款売買の年換算の利率を調べたものである。20%から30%が最も多く全体の半分を占めているのは、筆者の前稿の結論と大きく変わることがない<sup>38)</sup>。一方で、利子のほぼゼロに等しい取引や50%を超える高利が存在することも同様である。

一方、賃貸なしの約款売買に関して目立つのは、油（rowghan）を物件とする取引である。*Sangelajī I*で8件、*Sangelajī II*で38件、*Nūrī*で4件の取引において油が対象となっている。以下に、案件の例を示す。

<sup>37)</sup> 近藤 2005c.

<sup>38)</sup> 近藤 2005c, 33.

表7 約款売買における賃貸の有無・契約の種類

	<i>Sangelaĵi I</i>		<i>Sangelaĵi II</i>		<i>Nūri</i>	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
賃貸あり	157	90%	428	82%	247	91%
うち <i>mubāya'a</i>	139	80%	281	54%	68	25%
<i>muṣālaḥa</i>	18	10%	147	28%	179	66%
賃貸なし	17	10%	91	18%	24	19%
うち <i>mubāya'a</i>	8	5%	47	9%	7	3%
<i>muṣālaḥa</i>	9	5%	44	9%	17	16%
合 計	174	100%	519	100%	271	100%

表8 賃貸付約款売買における年利子の分布

	<i>Sangelaĵi I</i>		<i>Sangelaĵi II</i>		<i>Nūri</i>	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
50%以上	8	5%	4	1%	9	4%
40%以上50%未満	1	1%	6	1%	2	1%
30%以上40%未満	7	4%	58	14%	17	7%
20%以上30%未満	82	52%	203	48%	142	57%
10%以上20%未満	42	27%	87	20%	55	22%
1%以上10%未満	0	0%	8	2%	4	2%
1%未満 (含む <i>nabāt</i> )	15	10%	61	14%	13	5%
現物利子	2	1%	1	0%	0	0%
不明	0	0%	0	0%	5	2%
総数	157	100%	428	100%	247	100%

約款売主：Soleymān Khān Ṣāḥeb-e Ekhtiyār の子 Khān Bābā Khān 准将 (Sartūp)。買主：ハマダーン在住の Ḥājjī Ma'ṣūm と Karbalāī Shams 'Alī Yektābādī。(物件は) 12ハルヴァール (=3564kg) の混ぜもののない牛と羊で作られたハマダーンで用いられている良質の油。太陰暦で4ヶ月後の4日間に、ハマダーンにおいて引き渡すように。代価は一つ26ノホド (=4.96g) の重さのリヤール銀貨<sup>39)</sup>で165トマーン。取消のための選択期間は上記の通りであり、代価すべての同等物を返済しなければならない。そうでなければ契約は確定する。1293年ラビー II 月22日 (*Sangelaĵi II 22a*)。

<sup>39)</sup> 1857から75年の間に発行されたもの。Cf. Rabino di Borgomale 1971, 71.



これは、明らかに、質入れというよりは先物売買である。先物売買は、売主にとって物件が、引き渡し時点で支払い時点よりより高価になっていることを想定して行われる<sup>(40)</sup>。ただし、この場合は、約款売買契約により、万一安価となっていた場合には、代価を返済すれば損失はない。つまり、この軍人が行ったのは元本が保証された投資ということになるのである。

以上のように、約款売買は8割以上が利子付担保付の金銭貸借であるが、そのほかに、質入や先物取引もこの仕組みを用いて行われていたのである。

### (5) 債務・債権

賃貸付の約款売買については、不動産の所有権と関係するので、比較的、証書が残されているのに対し、不動産が関係しない債務・債権に関する証書そのものは数的にはあまり伝世していない。しかし、台帳では表1に示したように債務・債権はかなりの割合を占めている。

ここで債権証書と呼ぶのは債権と訳すべきダイン *dayn* という語を用いる金銭貸借、債務証書と呼ぶのは債務と訳すべきズインマ *zimma* という語を用いる金銭貸借である<sup>(41)</sup>。以下に、それぞれの文書の例を挙げる。

a. (アラビア語による認証) 以下の債権について陳述した。1293年サファル月9日。

(ペルシア語本文) 債権 (*deyn*)、26 ノホドの重さのリヤール銀貨で20トマン。債権者：王室書記 (*monshī-e shāhī*) の *Mīrzā ‘Alī Naqī*。債務者：近衛銃兵 (*tofandār-e homāyūn*) の *Mīr Hāshem Khān*。債権は、3ヶ月後に回収されなければならない。1293年サファル月9日 (*Sangelajī II* 7a)

b. ラビーII月7日に、*Dāmāvand* 出身の *Hājji Sayyed Yūsof* 氏が陳述し

(40) 柳橋 1998, 549-550.

(41) レザーイーはズインマのものを2点紹介するのみである (*Rezāī* 2008, 82-85, 106-107)。そのうち最初のもは担保付きで、担保証書 (*morāhene-nāme*) とされている。ホセイニー・エシケヴァリーはダインを立項しているが、紹介されている証書はダインのものは1点のみで、ズインマが3点、トラブ *ṭalab* が1点である (*Ḥoseynī Eshkevarī* 1387, 89-94)。

表9 債権・債務に関する契約の種類と利子・担保の有無

	<i>Sangelaḡi I</i>		<i>Sangelaḡi II</i>		<i>Nūrī</i>	
deyn, estedāne	125	98%	355	99%	43	14%
zemme	3	2%	2	0.5%	240	79%
qarḡ, esteqrāḡ	0	0%	0	0%	14	5%
その他	0	0%	2	0.5%	6	2%
利子のみ	10	8%	37	10%	42	14%
担保のみ	9	7%	47	13%	14	5%
利子・担保付	2	2%	20	6%	14	5%
利子・担保なし	107	83%	255	71%	233	77%
母数	128	100%	359	100%	303	100%

た。王室書簡書記 (monshī-e rasā'el-e khāḡḡe) である Mīrzā 'Abd al-Karīm 氏に対して、リヤール銀貨で177トマーンの債務 (zemme) があり、この日から1年ののちに支払う。証文 (tamassok) に印と認証がある (*Nūrī*, No.1162)

文書の形式が a と b ではかなり異なることがわかる。a は主語が債権者であるが、b は主語が債務者となっている。そして、表9が示すようにサンゲラジーとヌーリーの台帳では用いられる契約の割合が異なっている。サンゲラジーがダインを主に用いるのに対し、ヌーリーはズインマを主に用いるのである。この点は両台帳の間で極めて対照的である。

さらなるヴァリエーションとしては、担保 (rahn) の有無と金利の有無がある。以下は担保も金利もある文書の本文の例である。

債権者：ホイ出身テヘラン在住の Hājji Hoseyn。債務者：ハマダーン出身テヘラン在住、故 Mashhadī Hoseyn の息子 Bābā Gharīb。債権：13ノホドのパナーフアーバーディー銀貨で56トマーン。内訳：元金50トマーン、6ヶ月分の合意料 (māl al-moḡāleḡe), 6トマーン。債務者は太陰暦で6ヶ月が経ったのちに債権者もしくはその後見人に返済するように。さらに、債務者は、上記の金額のために債権者に対して以下の物件を担保 (rahn) とした。テヘランのモハンマディーエ門の外にある自らの私有する一軒の中庭つき住宅 (ḡayāt va khānesarā) 6ダングのうちの4ダング

表10 利子付債務・債権の年利率

	<i>Sangelajī I</i>	<i>Sangelajī II</i>	<i>Nūrī</i>	計	
50%以上	0	4	2	6	5%
40%以上50%未満	0	0	2	2	1%
30%以上40%未満	1	10	3	14	11%
20%以上30%未満	5	21	26	52	42%
10%以上20%未満	3	15	18	36	29%
1%以上10%未満	1	2	3	6	5%
1%未満(含むnabāt)	2	5	0	7	5%
現物利子	0	0	0	0	0%
不明	0	0	2	2	2%
母数	12	57	56	125	100%

(=2/3) をこの持ち分に相当するすべての付属物とともに。この物件は期限が過ぎたのちは、担保として処理するように。契約に伴って、債務者は債権者を自らの代理人 (*vakīl*)、死後の遺言執行人 (*vaṣī*) とし、債権者は期限が過ぎたのちに、適切な時価で物件を売却し、自らの債権を回収したのち、余剰があった場合には、存命であれば債務者に、没していた場合には債務者の相続人に支払うように。さらに、ラクダ砲兵隊の大尉である *Khān Bābā Beyg* が出廷して、すべての金額を保証し、期限が過ぎた場合は債権者に支払うとした。以上のように契約が成立した。1285年ジュマダーII月4日 (*Sangelajī I* 192)。

この取引では抵当のほか、保証人まで設定して、債権の回収を確かなものとしている。しかし、より興味を引くのは6ヶ月分の「合意料」という名の利子を設定していることであろう。年利を計算すると24%に相当する。前稿でも述べたが、19世紀前半の著名な法学者ミールザーエ・ゴンミー *Mīrzā Abū al-Qāsem Qommī* は、約款売買や賃貸の伴わない現金と現金の利率2割の取引は明白な利子 (*rebḥ*) であるため無効であるとしている<sup>(42)</sup>。ところが、この取引では、特に断ることなく、6ヶ月分の利子を合意料として計上しているのであ

(42) *Shatāt* 229-230.

る。表9が示すように債権・債務証書のなかで、利子のあるものは、およそ1割から2割と必ずしも多くはない。特に担保と利子の両方がある例は、類似した取引である約款売買の方が件数で言えば大きく上回っている。ただ、表10に示した年利率の分布は、約款売買のそれとほぼ同じである。年利に関しては、約款売買も債務・債権も大きな差はなかったのである。

## (6) 和 解

これまで見たように合意契約 (muṣālaḥa) はさまざまな取引に用いられるが、本来は両者が法廷における交渉によって争いを解決する和解から発生している。したがって、和解には当然合意契約が用いられる。ただし、合意契約が他の契約にも頻繁に用いられるため、ややもすると分類が難しいものもある<sup>(43)</sup>。比較的明確なのは請求や訴訟にあたるダアヴァー (da'vā) という言葉が含まれている場合である。以下に例を挙げる。

和解者：石工の故 Qorbān の息子 Moḥammad Beyg。和解対象者：パン職人の Ḥājji Moḥammad Taqī の息子、パン職人の Mashhadī 'Alī Moḥammad。パン職人の故 Ḥājji Javād の相続人に対する、故人のために小麦粉の荷物を運んだ手間賃に関する請求 (da'vā) や権利、その息子たちに対する要求 (da'āvī) や権利 (ḥoqūq) を、すべて、重さ26ノホドのリヤール銀貨で6トマーンの代価とテヘラン産の黄色の氷砂糖1スィールによって和解する。そして、両者の側からあらゆる請求や権利が取り下げられた。和解の契約が成立した。1296年ラビー1月2日 (*Sangelajī II* 164b)。この例は、明らかに手間賃の額をめぐる両者の間に争いがあり、これを終結させるために和解金を支払ったものである。法廷において交渉が行われ、和解金を定めて和解し、証書を作成、登記することで、争いを終わらせ、再発を防いだのである。証書の文面の要約であるため、残念ながら、多くの場合、訴訟の詳細は明らかではなく、単に結果が示されているだけである。なお、黄色の

(43) レザーイーは和解証書を solḥ-nāme, 合意契約による文書を moṣāleḥe-nāme と呼んで区別しているが、もちろん和解証書にも “moṣāleḥe” という用語が用いられる。Rezā'ī 2008, 151-168.

氷砂糖は、和解の代価にはしばしば登場するが、その意味は現時点では筆者には不明である。

訴訟の結果としての和解というより、権利放棄に見える以下のような事例も、和解に含めた。

ラムダーン月13日に Kandī 村出身の Moḥsen Khalife の娘、Gol Badan が、自分の夫に対するあらゆる権利 (ḥoqūq), すなわち婚資や扶養費や衣服などすべてを、彼に対して、1 スィールの氷砂糖を代価に譲った。さらに前述の Moḥsen は、この和解に50年の間に不正が発覚した場合には、責任を持つよう義務が課された。和解証書は押印され、認証がある (*Nūrī* 205, no.366)。

文面からは単に権利の譲渡にしか見えないが、婚資や扶養費や衣服は妻が当然受けるべき権利であり、それを放棄した形となっている。同じ日付の別の証書で、この妻は離婚しており、さらに待婚期間の扶養費として3トマーンを受領している<sup>(44)</sup>。この離婚が淡々と進んだのか、それとも紛糾したのかは文書から読み取ることができないが、少なくとも、訳出した証書も離婚の手続きの過程で現れた両者の合意もしくは和解の結果であると言えよう。ほかに、たとえば遺産相続の際にも、多くの和解証書が作成され、遺産の分割・整理が行われている。

これらの和解は、法廷においてなされ、結果を証書として残すことが特徴である。法定内の訴訟と法定外の調停という対比がなされることがあるが<sup>(45)</sup>、法廷内でも和解という形で訴訟や対立の解決が図られたことに留意すべきだろう。

こうした和解が件数的に比較的に上位に来ているのもこれらの台帳の特徴と言えよう。特にヌーリーの台帳では全体の1割以上を占めている。オスマン朝のアダナとイスタンブールのウシュクダル区の例で、それぞれ7%、3%という例があるが<sup>(46)</sup>、ヌーリーの台帳はそれを大きく上回っている。

(44) *Nūrī* 206, no.371; 207, no. 372.

(45) 三浦 1998, 64.

(46) Tamdoğan 2008, 61. なお、19世紀ダマスカスのサーリーヒーヤ街区の例では内容を示す表の項目として立項されていない (Miura 2001, 143)。

## (7) ホ ク ム

ホクムはモジュタヘドの発給する文書の総称であるが<sup>47)</sup>、ここには問答形式になっていないものを分類した<sup>48)</sup>。多く見られる類型は、まず、何らかの法的事実を証明する証書型である。以下は破産の証明である。

以下のことが知られますように。信頼すべき誠実な多くの証人たちの証言により、この清浄なるシャリーアの最も小さき僕に確定し確認され、それどころか最も明白になったことには、布地商の Āqā ‘Alī Akbar は貧困と困窮により、破産の域まで達し、困窮者となった。彼の債権者は彼に対して猶与を与える必要があり、目下のところ彼に返済を請求してはならない。神が費用を与え、彼が少しずつ自分の負債を返済するようになるまで。1284年祝福されたラマダーン月5日夜にこのことは命じられた (*Sangelajī I 34*)。

背景には債権者からの訴えがあった可能性が高いが、この事例からはその詳細を窺うことはできない。もう少し、訴訟の経緯が含まれている事例もあるが、基本的にこの台帳は、法廷で認証を受けた証書同様、法廷でモジュタヘドによって発給されたホクム等の文書を登記することが目的であり、裁判の過程を記録することが目的ではなく、その詳細を知ることはできない。

もう一つの類型は、モジュタヘドがその権限においてワクフ管財人や幼少者の庇護などを任命する事例である。ただし、幼少者の後見人 (qayyem) を任命する文書に関しては、独立の項目とした<sup>49)</sup>。

## (8) 問答型ホクム

個別の問題に関して人々がモジュタヘドに尋ねた質問と回答の両方が取めら

47) もちろん、証書類は法廷においてモジュタヘドの認証を受けるものの、当事者同士の間での契約の証拠であり、モジュタヘドが発給するホクムには含まれない。

48) ホクムの分類に関しては近藤 2005a, 184-188.

49) 少なくとも、ヌーリーの台帳には qayyūmiyat-nāme という特別の名称が用いられているため。Nūrī 422, 567.

れている。内容は個別の訴訟に関するものから、窃盗・殺人などの刑事事件、個人の権利の確認などさまざまである。具体的な人物や物件の名前が含まれている。たとえば以下のようなものもある。

(問) 申し上げます。アーシュティヤーン出身の Āqā Mīrzā Moḥammad Ḥasan 様は、有名ではありませんが、いずれにせよあなた様はあのお方のことをご存じでいらっしゃるはずですから、あのお方が、モジュタヘドであり、ファトワーを発給可能で、ムスリムたちが訴訟を持ち込むことができると思いにになりますか。それともお思いにになりませんか。必要があるので伺うことにしました。モジュタヘドでファトワー発給可能である場合には、あのお方の人となりをお書きいただき、この質問の上部に高貴なる印をお押しください。

(答) 学識あるウラマーの主たるもの Āqā Mīrzā Moḥammad Ḥasan Āshtiyānī 殿は、法学者やモジュタヘドのなかで最も荣誉あるものであり、ファトワーとホクムを発するに足る人物である。神よ、彼のような人物を増やしたまえ。1285年サファル月12日。(Sangelajī I 119)

モジュタヘドの適格性を問う質問である。後のタバコ・ボイコット運動における活躍で有名なアーシュティヤーンニも、当時は約37歳、テヘランに移り住んで3年ほどしか経ていなかった<sup>50)</sup>。彼が法務に携わるにあたって、サンゲラジーの保証が必要とされたのである。

件数的には、証書型ホクムより数が多い。

## (8) ファトワー

固有名詞の含まれない一般的な質問とそれに対するモジュタヘドの回答を取めたもの。実際に個別の文書として残っている例は極めて少ないが、少なくとも法廷台帳には少数ながら見ることができる。

ホクムとファトワーが同じ法廷台帳に区別なく収められているということは、証書の作成・認証とホクム・ファトワーの発給の両方が区別なく法廷の業務と

<sup>50)</sup> *Nuqabā* 389.

して存在したことを示している。

#### (10) 追 認

証書やホクムは、通常一つの印と認証があれば法的には有効なはずである。ところが、19世紀のイランで作成された実際の証書やホクムには、複数のモジュタヘドが文書の作成後にさらにその正当性を承認する書込をしている場合が多い。ここで追認としたのは、こうしたすでに作成済みの文書に、後から台帳の主が認証を加えた事例である。たとえば、まず次のようにサンゲラジーの書き込みがある。

ウラマーとモジュタヘドの主たるもの Āqā Moḥammad (Najmābādī) 殿  
——神よ彼を守り給え——が行った証明は正しい。最も小さきものが1294  
年ラビーⅡ月にこれを記した (*Sangelajī II 92b*)。

この下にもとのモハンマド・ナジムアーバーディーの書込 (1294年サファル月) の写しがあり、さらに元の合意契約による売買証書 (1254年ラマダーン月3日) の要約がある。つまり、ここでは新たに作成された証書ではなく、50年ほど前の証書にナジムアーバーディーが書込をし、さらにそれを承認するサンゲラジーが行った書込を台帳に記録しているのである。

基本的には他のシャリーア法廷で作成された証書・ホクムを追認する形式であるが、例外として、国家によって別に設置された司法行政機関であるディーヴァーンハーネ<sup>61)</sup>の発給したホクムを追認する例もある。この場合は以下のように記される。

ここに書かれたことは、従うべき聖法の命により必ず従わなければならないものであり、この清浄なる聖法の最も小さき僕から発せられたものである。1293年聖なるムハッラム月23日に記された (*Sangelajī II 4a*)。

このあと、ディーヴァーンハーネのホクムの本文が続く。シャリーアの観点からもホクムが適法であることを追認しているのである。

61) ディーヴァーンハーネの機能、およびシャリーア法廷との関係については近藤 2009, 292-293, 298-301.



## (11) 追 記

単に以前の文書や認証の内容を追認するだけでなく、それに他の意味を付け加えるものを追記とした。明らかなのはたとえば、約款売買の確定の例である。

選択の期間に代価の返済が認められず、期間が終了してしまった。したがって、前述の売買は法により、確定した。1285年ラビー II 月最も小さきものが、これを記した (*Sangelajī I 172*)。

このあとに、約款売買証書の要約が記される。もともと約款売買証書の余白に書き込まれたと考えられる追記も、このような形で台帳に記録されているのである。すなわち、法廷台帳に登録されているのは、法廷で認証・発給された文書のみならず、法廷において追認、追記された既存の文書も含まれており、これは証書やホクムに次々と追認・追記がなされる当時のあり方に対応していると言える。

## (12) 謄 写

追記・追認のように内容を加えることなく、ただ、過去の文書を謄写し、控えを交付するもの。以下の例のような短い認証がある。

(アラビア語) 写し (*savād*) はその原本に等しく、7つの印と7つの認証が含まれている。最も小さきものが1295年ラビー II 月20日に記した (*Sangelajī II 301b*)。

この後に、過去の文書の写しが記されている。

## (13) 台 帳 確 認

数は少ないものの、台帳参照の証拠として興味深いのは台帳確認である。以下のような記録がある。

(アラビア語) 登記 (*ṣabt*) に基づき、有効かつ適法である。1293年聖なるズール=カアダ月4日にこれを記した。

(ペルシア語) *E'teżād al-Saltāne* が *'Azīz ollāh Khān* に売却した土地の登記である。広さは75ザル (= 約75m<sup>2</sup>)、価格は500トマーンで、原本は1291

年ジュマダー II 月28日付けで私の帳簿 (jozve) に総合登記 (sabt-e koll) として記録 (zabt) されている (*Sangelajī II* 236b)。

これは、既存の証書の内容に疑念があり、台帳と照合した結果、正しいものと証明され、この認証が追記されたものと考えられる。また、元文書が紛失したことが明記されているものも2件あり、そのうち1件は台帳の記録に基づいて証書の再発行を行ったことがわかる<sup>52)</sup>。謄写や台帳確認は、法廷文書の管理もまた、シャリーア法廷の重要な業務であったことを示している。

さて、以上の検討を踏まえると、これらの台帳はモジュタヘドの認証の控えであると言える。もちろん、証書やホクムの発行簿でもあるわけだが、既存の証書に追認や追記の認証・書込を加えた場合も台帳に記録された。つまり、モジュタヘドの法廷における業務とは、端的に言えばさまざまな文書に認証を与えることだったのである。これは、筆者が以前述べたシャリーア法廷を公証業務の場とする見解をより強い論拠で肯定するものである。

認証の記録である以上、たとえば訴訟の詳細な過程が記載されることが少ないのも当然と言える。つまり、実際に発給されたホクムや認証を受けた証書に記載されていないことは、台帳に記載される可能性はないのであり、訴訟の過程についてもそれは同様なのである。「法廷」という日本語とは齟齬があるが、裁判の判決と見なせるようなホクムがほとんど見られないのもそのためである。

表1に戻れば、売買などの不動産を主とした取引が大きな割合を示しているのは想定範囲であるが、約款売買と債権・債務のような金融・投資の取引の占める割合が大きいことは特徴的である。また、和解のあり方やホクムやファトワーが同じ台帳に含まれている点、追認・追記が記録されている点なども、当時の法行政のあり方を反映している。そして、謄写や台帳確認は法廷文書の管理もまた、シャリーア法廷の重要な業務であったことを示している。

また、オスマン朝の例では、しばしば、上位機関から送られた行政文書を法廷台帳に登録する例があるが<sup>53)</sup>、テヘランの例ではそのような案件を見ること

<sup>52)</sup> *Sangelajī I* 89, 183.

<sup>53)</sup> たとえば、Çankarı (1652-1744) の台帳の7割弱、Kastamonu (1684-1742) 台

はない。オスマン朝の法廷のような行政の下位機関ではなかったことが確認できる。

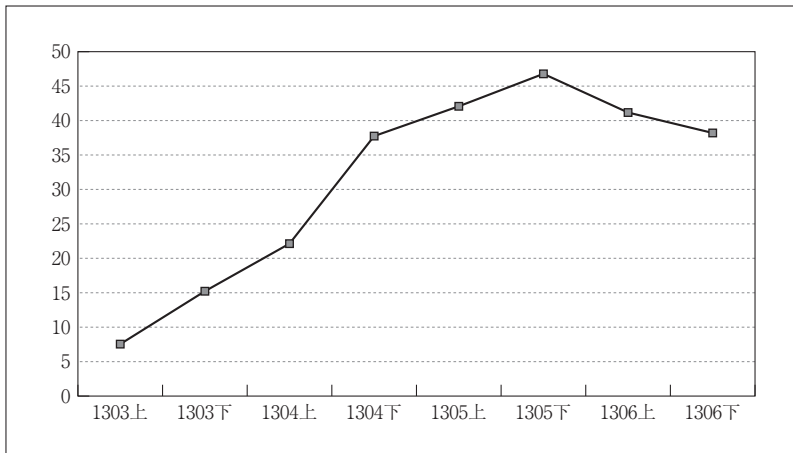
#### Ⅳ 台帳の比較

表1においてサンゲラジーとヌーリーの台帳の間でも相違が見られるが、その一つはヌーリーの台帳にホクムや追認・追記といったものが少ないことである。これに対して、債務や和解、結婚・離婚などはヌーリーの台帳の方が多い。これはどのように解釈したらよいのだろうか。

一つの解釈は、この相違を台帳作成時のサンゲラジーとヌーリーの立場の違いに帰すことである。サンゲラジーは一つ目の台帳の作成時で、年齢は55歳を過ぎており、テヘランで20年以上法務に携わっていたと考えられる。政府の年鑑の順位でも2位から4位に位置する代表的なモジュタヘドであった。

これに対して、ヌーリーは台帳作成時に42歳前後、前述のようにテヘランに

図1 ヌーリーの台帳の年半期ごとの登記件数



帳の4割が上位機関から送られたもの 軍事、財政、治安にかかわるものであるという (Ergene 2003, 34-35)。

表11 関係不動産の場所別の案件数

	<i>Sangelajī I</i>		<i>Sangelajī II</i>		<i>Nūrī</i>	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市内	206	47%	753	34%	327	46%
うち Sangelaj	147	33%	485	22%	238	33%
市外	53	12%	711	32%	61	9%
郡部	62	14%	254	12%	110	15%
他州	124	28%	484	22%	228	32%
うち Hamadān	24	5%	59	3%	1	0%
うち Qazvīn	19	4%	42	2%	22	3%
うち Malāyer	7	2%	40	2%	21	3%
うち Nūr	4	1%	3	0%	101	14%
他国	7	2%	17	1%	2	0%
母数	440		2191		712	

到着して40日後にこの台帳の記録を始めている。つまり、ヌーリーはいわば新進の法学者だったのであり、そのことは、[図1](#)からも明らかである。これは、ヌーリーがヶ月に法廷で扱った件数を半年ごとに平均して示したグラフであるが、ヒジュラ暦1303年上半期から漸増して、1304年下半期からは40件前後で安定する。ヌーリーが年鑑の著名なウラマー・リストに初めて載ったのが1305/1888年というのも、このグラフと符合する。これに対して、サンゲラジーの場合は、変動はあるものの多くの時期において月平均70件以上で、時期によっては月平均100件以上に達し、このような漸増傾向は見られない。以上のことから、新たにテヘランで法務を始めたヌーリーはこの台帳作成時には、台帳作成時のサンゲラジーほどの権威はなく、顧客も少なかったため、ホクムよりは債権・債務や結婚・離婚などの権威をそれほど必要としない取引から手をつけ、徐々に顧客を増やしていったと考えられるのである。

また、[表11](#)は場所が特定できた取引に関連する不動産を、それを含む案件数で表としたものである。市内、特にサンゲラジュ区に関わる文書が多いのは当然として、他州のものが2割から3割、さらに他国（具体的にはオスマン朝領イラクのシーア派聖地アタバート）のものまで含まれているのが目につく。さらに他州の内訳を見てみるとヌーリーの台帳では出身地のヌールのものが14%をも

表12 由来名の登場する案件数

	<i>Sangelajī I</i>		<i>Sangelajī II</i>		<i>Nūrī</i>	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
Hamadānī	29	3%	89	2%	7	0%
Qarāgūzlū	17	2%	32	1%	0	0%
Nūrī	34	3%	48	1%	311	20%
Tabrīzī	28	3%	119	3%	39	3%
Esfahānī	53	5%	139	3%	46	3%
Shīrāzī	34	3%	86	2%	39	3%
Qazvīnī	33	3%	98	2%	27	2%
母数	992	100%	4319	100%	1524	100%

占めている。それに対して、サンゲラジーの場合は、割合は必ずしも多くないが、やはり地縁のあるハマダーン関係の案件数がヌーリーのものと大きく異なっている。やはり出身が反映していると見るべきであろう。

さらに、どのようなニスバ（由来名）を持つ人物が取引に関わったのかを案件数で分析したのが、次の表12である。やはり、ヌーリーの台帳ではヌール出身者が関係した件数が全体の2割と突出している。そして、サンゲラジーの台帳には、割合は低いがヌーリーの台帳にほとんど含まれていないハマダーン出身者とハマダーン周辺の部族であるガラーグズルー族のものが関係している文書がある。特に開業したてのヌーリーの場合には、最初は同郷のものたちから顧客を獲得する必要があったのであろう。ちなみに、1269/1853年の建造物調査書ではヌール出身の由来名を持つものの住宅は主にサンゲラジュ区にあり<sup>64</sup>、ヌーリーがここに居を構えたのもそれゆえかもしれない。

再び、表11に戻って、サンゲラジーの2番目の台帳において、市外（旧市壁外）の不動産に関する取引が他の台帳よりかなり多くなっていることに気づく。実は、これはテヘラン州のヴァズィールであったミールザー・イーサー Mīrzā Īsā（在職1867-74）による旧市壁と新市壁の間の更地の売却と贈与378件が含まれているためである。これはテヘランの市街地の拡大と新市壁の建設に

(64) *Benāhā*. サンゲラジュ区に14軒、ウードラージェーン区に8軒。

ともない、新たに市街に組み込まれた土地を、行政の担当者が分譲したことを示している。このような都市開発もシャリーア法廷とは無縁ではなく、サンゲラジーは州の当局者をも顧客として抱えていたのである。

## おわりに

19世紀後半のシャリーア法廷台帳に関して、特に強調しておきたいのは次の3点である。第1に、法廷台帳から明らかとなった当時の法廷の機能がモジュタヘドによる公証を主とすることである。台帳は基本的に法廷から交付された証書や法廷においてなされた文書への認証の書込の記録であり、法廷台帳という言葉から想像される訴訟の審理の記録や判決はほとんど含まれていない。もちろん、争いの一方の側の主張を正しいと認めることはあるのであるが、それは判決というより証書の形で表現された。そうでなければ、争いの当事者間の和解を果たして、証書を交付するという解決の形をとった。問答型のホクムやファトワーも法廷台帳に記録され、これらも法廷の業務の一部であった。以上のような事実はすでに個別の証書から言われてきたことであるが、法廷台帳の分析により、より確定的な結論を得ることができた。

第2にシャリーア法廷が住民のさまざまな営みに関与していた点である。たとえば債権・債務証書のように、個別の証書であまり伝世していないものも、台帳にはかなりの数記録されている。約款売買と合わせれば、相当数の金銭貸借や先物取引への投資がシャリーア法廷を通じて行われていたことが明らかとなった。また、テヘランの都市拡張に伴う土地の分譲もサンゲラジーの法廷を通じて行われていたのである。一方で証書の謄写を作り、台帳を確認してその正しさを証明するなど、文書管理も行われた。また、台帳に収められた問答型ホクムやファトワーも住民の日常生活のさまざまな側面に関係している。

第3に3つのシャリーア法廷台帳は、当時のイランの法廷制度に極めて沿った形で作成されているという点である。法廷がそれぞれのモジュタヘドに属するものであるがゆえに、法廷台帳もやはり特定のモジュタヘドに属した。モジュタヘドの独立性を反映して、台帳の形式の面でもサンゲラジーのものとヌー

リーのそれではかなりの相違が見られた。また、ヌーリーの台帳は開業したての状況を反映してホクム関係が少ないのに対して、すでに地位を確立していたサンゲラジエは多くのホクムを求められた。その他にも、顧客をそれぞれ地縁に基づいて獲得するなど、個人の属性が台帳に強く反映していた。そして、モジュタヘドの行う既存の証書の追認やそれへの追記など、当時のイランの証書に見られるあらゆる事柄がこの台帳に記録されていた。これらの点はオスマン朝下のそれとは大きく異なるものであると言えよう。

台帳の全体像を明らかにすることに力点をおいたため、個々の取引について十分な検討を加えることができなかった。今後の課題としたい。

#### 文献一覧

- ‘*Abd al-Ghaffār*: ‘Abd al-Ghaffār. *Naqshe-’e Dār al-Khelāfe-’e Nāšerī-e Ṭehrān*. Tehrān, 1309AH. repr. Tehrān, 1984.
- Benāhā: Šūrāt-e ‘Adad-e Khānehā va Sāyer-e Benāhā-ye Dār al-Khelāfe-’e Bāhere-’e Ṭehrān*. MS. Cambridge University. E.G. Browne Collection. Or Ms. K9 (9).
- Īrān: Rūznāme-’e Īrān*. 1288–1320AH. Tehran. repr. Tehran, 1374–1379Kh.
- Kirām*: Āghā Buzrug Ṭahrānī. *al-Kirām al-Barara fī al-Qarn al-Thālith ba’da al-‘Ashara*. Mashhad, 1404AH.
- Ma’āser*: Moḥammad Ḥasan Khān E’temād al-Saltāne. *al-Ma’āser va al-Āšār*. ed. Īraj Afshār. Tehrān, 1363Kh.
- Nuqabā*: Āghā Buzrug Ṭahrānī. *Nuqabā al-Bashar fī al-Qarn al-Rābi’ ‘ashar*. Mashhad, 1404AH.
- Nūrī*: *Dar Maḥzar-e Sheykh Faẓl-ollāh Nūrī: Asnād-e Hoqūqī-e ‘Ahd-e Nāšerī*. Ed. Maṣūre Etteḥādīyye & Sa’īd Rūhī. Tehran, 1385Kh.
- Picot*: Picot, H. *Biographical Notices of Members of the Royal Family, Notables, Merchants, and Clergy*. Great Britain, National Archives, Foreign Office 881/7028. December 1897.
- Sālnāme*: *Sālnāme-’e Īrān*. reprinted in Sayyed Farīd Qāsemī ed. *Tārīkh-e Maṭbū’āt-e Īrān: Gozīde-’e Nashriyehā-ye ‘Ahd-e Qājār* (cd-rom). Tehran, 1382Kh.
- Sangelaḡī I*: *Asnād-e Maḥkame-’e Sayyed Šādeq Ṭabāṭabā’ī (Sangelaḡī) Mojtahed-e Nāšerī*, ed. Omīd Rezā’ī. Tehran, 1387Kh.
- Sangelaḡī II*: (*Daftar-e Shar’ī-e Sangelaḡī, 1292–96*). Ganjīne-’e Asnād-e Mellī-e Īrān. *Sharāye’*: Moḥaqiq Ḥellī. *Tarjome-’e Fārsī-e Sharāye’ al-Eslām*, trans. Abū al-

- Qāsem b. Aḥmad Yazdī, ed. Moḥammad Taqī Dāneshjū. Tehran, 1373Kh.
- Shatāt*: Mīrzā Abū al-Qāsem Qommī. *Jāmi' al-Shatāt*, ed. Morṭazā Razavī. Tehran, 1371-75Kh.
- Āl-e Dāūd, Sayyed 'Alī. 1385Kh. Pīshgoftār. In *Nūrī*. 7-19.
- Anṣārī, Mahdī. 1369Kh. *Sheykh Faẓl-ollāh Nūrī va Mashrūṭiyat: Rūyārūyī-e Do Andīshe*. Tehran.
- Diyānat, Abū al-Ḥasan. 1367Kh. *Farhang-e Tārikhī-e Sanjeshhā va Arzeshhā*. Tabriz.
- Ergene, Boğaç A. 2003. *Local Court, Provincial Society, and Justice in the Ottoman Empire: Legal Practice and Dispute Resolution in Çankırı and Kastamonu (1652-1744)*. Leiden.
- Ettehadiēh, Mansoureh. 2006. The Register of Sheikh Fazlallah Nuri: Commercial and Connubial Transactions in a Newly Discovered Document, 1303HQ-1306/1885-1889. Paper presented to Sixth Biennial Conference of Iranian Studies. At School of Asian and African Studies, London. 4 August, 2006.
- Ettehādiyye, Maṣūre. 1385Kh. Moqaddame. In *Nūrī*, 21-48.
- Floor, Willem. 1983. Change and Development in the Judicial System of Qajar Iran (1800-1925). In *Qajar Iran: Political, Social and Cultural Change 1800-1925*, ed. E. Bosworth and C. Hillenbrand, 113-147. Edinburgh.
- Ghani, Ashraf. 1983. Disputes in a Court of Sharia, Kunar Valley, Afghanistan, 1885-1890. *International Journal of Middle East Studies* 15:353-367.
- Ḥabīb-ābādī, Mīrzā Moḥammad 'Alī. 1337-1381. *Makārem al-Āṣār dar Akhvāl-e Rejāl-e Do Qarn-e 13 va 14 hejrī*. Isfahan.
- Hallaq, Wael B. 1998. The Qādī's Dīvān (Sijill) before the Ottomans. *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 61:415-436.
- Ḥoseynī Eshkevarī, Sayyed Ṣādeq. 1387Kh. *Asnād-e Sharī dar Ketābkhāne-'e Mīrzā Moḥammad Kāzemeynī*. Qom.
- Kondo, Nobuaki. 2003. The Vaqf of Ustad 'Abbas: Rewrites of Deeds in Qajar Tehran. In *Persian Documents: social history of Iran and Turan*, ed. N. Kondo, 106-128. London.
- Miura, Toru. 2001. Personal Networks surrounding the Ṣālihiyya Court in 19th-Century Damascus. In *Études sur le villes du Proche-Orient XVIIe-XIXe Siècle*, ed. Brigitte Marino, 113-150. Damascus.
- Rabino di Borgomale, H. L. 1971. *Coins, Medals, and Seals of the Shāhs of Iran*. n.p.
- Rezā'ī, Omīd. 1385Kh. Āqā Sayyed Ṣādeq Mojtahed Sangelajī va Neveshtejāt-e Sharī-e ān. *Mīrās-e Jāvīdān* 56:57-58.



- . 2008. *Dar-āmādī bar Asnād-e Shar‘ī-e Dowre-‘e Qājār*. Tokyo.
- . 1387 Kh. Pishgoftār. In *Sangelajī I*. 7-17.
- Schneider, Irene. 2006. *The Petitioning System in Iran: State, Society and Power Relations in the Late 19<sup>th</sup> Century*. Wiesbaden.
- Tamdoğan, Işık. 2008. *Sulh and the 18<sup>th</sup> Century Ottoman Courts of Üsküdar and Adana*. *Islamic Law and Society* 15:55-83.
- Vianello, Alessandra and Kasim, Mohammad M. 2005. *Servants of the Sharia: The Civil Register of the Qadis' Court Of Brava 1893-1900*. Leiden.
- Werner, Christoph. 2000. *Iranian Town in Transition: A Social and Economic History of the Elites of Tabriz, 1747-1848*. Wiesbaden.
- . 2003. Formal Aspects of Qajar Deeds of Sale. In *Persian Documents: Social History of Iran and Turan in the Fifteenth-Nineteenth Centuries*, ed. N. Kondo, 3-49. London.
- 大河原知樹 2005. 「イスラーム法廷と法廷史料」林佳世子・榎屋友子編『記録と表象——史料が語るイスラーム世界』東京大学出版会. 143-170.
- 黒田賢治 2008. 「近現代12イマーム派法学者の肖像——イラン・イラクにおける法学者の修学過程」『イスラーム世界研究』2-1: 183-202.
- 近藤信彰 2001. 「マヌーチェフル・ハーンの資産とワクフ」『東洋史研究』60-1: 1-33.
- . 2004 「二重のワクフ」訴訟——19世紀イランのシャリーア法廷『日本中東学会年報』19-2: 117-142.
- . 2005a 「ウラマーとファトワー——近世イランを中心に」林佳世子・榎屋友子編『記録と表象——史料が語るイスラーム世界』東京大学出版会. 171-192.
- . 2005b 「イスラーム知識人の肖像——シーア派ウラマーとイジャーザ」小谷汪之編『歴史における知の伝統と継承』山川出版社. 129-157.
- . 2005c 「19世紀テヘランの高利貸——約款売買証書をめぐって」『西南アジア研究』63: 14-40.
- . 2007 「ワクフと私的所有権——チャハールダフ・マアスームのワクフをめぐって」『アジア経済』48-6: 9-28.
- . 2009 「イスラーム法と執行権力——19世紀イランの場合」佐々木有司編『法の担い手たち』国際書院. 283-302.
- 三浦徹 1998 「カーディーと公証人——イスラーム法世界の裁判と調停」『歴史学研究』717: 59-69, 79.
- 柳橋博之 1998 『イスラーム財産法の成立と変容』創文社.

Nevertheless, the communication cables linking Japan and Taiwan were struck by repeated problems, and on each occasion economic organizations raised demands to the Governor-General of Taiwan and the Japanese government for improvement of the communications system.

In this article I have been able to clarify that in addition to the fact that the cables were adopted and functioned as advanced technology to subsume the economy of Taiwan by Japan given that fact that it is presumed that these undersea telegraphic cables carried heavy traffic of incoming and outgoing telegraphic messages from networks of Japanese, the cables also functioned to allow Japanese officials and civilians on the continent to be active in Southern China.

## **SHARI'A COURT REGISTERS FROM TEHRAN IN THE SECOND HALF OF THE NINETEENTH CENTURY**

KONDŌ Nobuaki

*Shari'a* court documents have come to be viewed as important source materials for the study of Iranian society in the 19<sup>th</sup> century, and several important studies, including those of the author, have appeared in the last ten years. However, the documents that have been employed are individual deeds and *ḥokm*, and it was been difficult to grasp the overall operations of the courts. The lack of court registers such as those from the Ottoman Empire has hampered research.

In this article, I comprehensively analyze Tehran *Shari'a* court registers from the latter half of the 19th century that have been discovered successively in recent years with the aim of elucidating the entire function of the courts. Those analyzed are specifically the registers of Sayyed Moḥammad Ṣādeq Ṭabāṭabā'ī Sangelajī (1812–1883) from the years 1867–1869, another of the same *mojtahed* from 1875–79, and one of Sheykh Fażl-ollāh Nūrī (1843–1909), covering 1886–89. They contain 992, 4,319, and 1,524 items respectively. These *mojtaheds* resided in the Sangelaj district of Tehran, but the courts did not belong to the local region but were attached to individual *mojtaheds*, and the registers were produced by each *mojtahed*. These registers are records of the legal operations of the courts as well as registered documents such as deeds and *ḥokms*. Particularly important is the fact that the *mojtaheds* certified the *ḥokms* and deeds. Unlike the impression

given by the word 'court', the number of documents related to trials were limited, and a major function was to certify transactions such as sales, rents, and debts. Moreover, the contents of the registers reflect the position and geographic roots of the *motjaheds*. These registers were produced in a form that conformed to the court system of the time in Iran.